

広島市人事委員会規則第2号

令和7年4月17日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭 示

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第4号中「企画総務局法務課主幹（訴訟事務を専ら担当する主幹に限る。）」を削り、「企画総務局人事部人事課の課長補佐」の右に「及び主幹」を加え、同項第5号中「行政不服審査」を「訴訟事務」に改め、同項第6号中「公務災害及び」を削り、同表の教育委員会事務局の項第5号中「及び主任管理主事」を削り、同項第6号中「職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務又は」を削り、「総務部教育給与課の主任及び主査」を「総務部教育給与課の主任」に改め、同項第7号中「（庶務係の主事を除く。）」を削る。

別表第2の玖谷埋立地管理事務所の項を削り、環境局安佐北工場の項の次に次のように加える。

恵下埋立地管理事務所	所長
------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。